

## 計画の目標

福島市内の主に住居地域近傍の公園・児童遊び場10箇所における遊具の更新を実施することにより、児童の外遊び・運動機会の増進やこれによる体力の向上を図る。また、第1回から第3回までに実施した公園、公立・私立保育所の遊具更新事業の相互補完として、就学前児童も含めた身近な場所での外遊び・運動機会の増加を目指す。

原子力災害まで子どもの利用が多くあった信夫ヶ丘球場で、ラバーフェンスを設置するなど、安心してより安全に野球などに取り組める環境づくりを行い、多くの利用を呼び込み、もって体力向上につなげる。

また、本交付金で整備を行う飯坂野球場を中心として、子どもの自由な遊びを見守り支援し、運動や遊びの理論・実技に加え、グループワークを中心とした集団支援技術・集団への適切な介入技術等の研修による「プレイリーダー」の育成とその活用事業を行い、基幹事業活用の促進を行う。

原子力災害により避難を余儀なくされた子育て世帯の帰還・定住を促進するため、市内の比較的放射線量の低い地区に子育て定住支援賃貸住宅を継続して整備する。

遊具の更新事業は、福島市復興計画における「子どもプロジェクト」にある「子どもの活動場所の安全を確保するなど、子どもの心と体、そして未来を守ります。」(抜粋)を具現化するものである。

市教育振興基本計画においても、児童生徒の「目指す姿」として「児童生徒が体を動かすことを楽しみ、スポーツや体力向上に自ら積極的に取り組んでいます。」(抜粋)に合致するものである。

当該住宅の整備は、福島市復興計画における「安全と信頼プロジェクト」中の、「放射線量が比較的低い地域に居住環境を整備します」(抜粋)を具現化するものである。

## 計画の区域

### 1. 計画の区域

#### <事業実施箇所>

##### ・第1回

A-1-1

春日保育所	春日町地内
渡利保育所	渡利字柳小路地内
笹谷保育所	笹谷字西谷地地内
杉妻保育所	黒岩字田部屋地内
余目保育所	宮代字作田地内
平野保育所	飯坂町平野字西海枝前地内
東浜保育所	東浜町地内
蓬萊保育所	蓬萊町五丁目地内
野田保育所	野田町七丁目地内
蓬萊第二保育所	蓬萊町二丁目地内
御山保育所	御山字一本木地内
飯野おひさま保育所	飯野町字経檀地内
飯野あおぞら保育所	飯野町大久保字上戸地内
渡利児童センター	渡利字番匠町地内

	蓬萊児童センター	蓬萊町四丁目地内
A-1-2	UFOの里UFO広場	飯野町青木字小手神森地内
A-1-3	農村マニファクチャー公園（都市公園）	荒井字上鷲西地内
B-1-1	飯坂野球場	飯坂町字館地内
・第2回		
A-1-4	信夫山公園	太子堂ほか地内
	森合緑地公園	森合字西養山ほか地内
	森合運動公園	森合字上柳内地内
	南向台第2公園	南向台一丁目地内
	弥生公園	黒岩字弥生地内
	松北公園	南沢又字松北町二丁目地内
	桜公園	瀬上町字桜町二丁目地内
	ふくしま北中央公園	南矢野目字清水前地内
	俎板山公園	大笹生字俎板山地内
	笹谷公園	笹谷字道場地内
	古館公園	飯坂町字古館地内
	大森城山公園	大森字本丸地内
	飯野堰堤公園	飯野町字長畑地内
A-1-5	福島隣保館保育所	須川町地内
	福島ふたば保育園	大森字館ノ内地内
	三育保育園	笹谷字城場地内
	とやの保育園	鳥谷野字梅ノ木地内
	鳥川保育園	上鳥渡字東谷地地内
	福島東保育園	鎌田字沢田地内
	おかやま保育園	岡部字倉ノ内地内
	福島ゆかり保育園	丸子字沢目地内
	あづま保育園	笹木野字下屋敷地内
	東浜児童センター	東浜町地内
	野田児童センター	笹木野字館地内
・第3回		
A-1-6	宮代公園	宮代字樋ノ口地内
C-2-1	福島市町庭坂字一本杉地内	
	福島市町庭坂字小峠地内	
・第4回		
C-2-1	福島市町庭坂字一本杉地内	
	福島市町庭坂字小峠地内	
・第4回		
A-1-7	しのぶ台第2公園	上鳥渡字しのぶ台地内
	狼ヶ森児童遊び場	松川町水原字狼ヶ森向地内
	太平寺児童遊園	太平寺字町ノ内地内
	共楽公園	伏拝字行人前地内

タウン蓬萊町1号公園	蓬萊町二丁目地内
乳児池公園	宮代字乳児池地内
道北公園	飯坂町平野字東道下地内
穴田公園	西中央三丁目地内
野田中央公園	南中央二丁目地内
志田児童遊び場	在庭坂字西後志田地内

B-1-2

信夫ヶ丘球場

古川地内（五十辺地区）

◆B-1-1-1

（飯坂野球場）プレイリーダー育成事業ほか効果促進事業

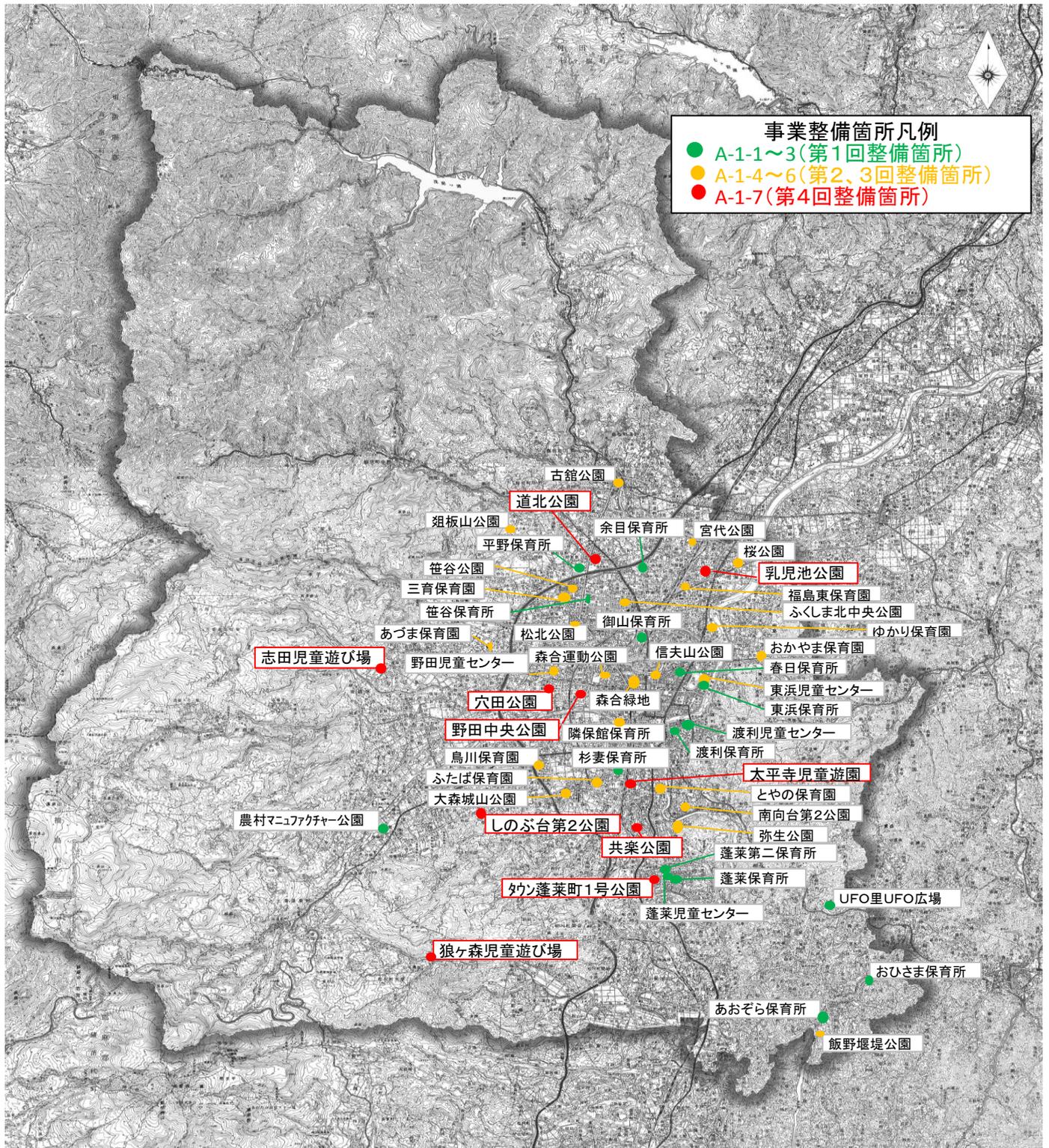
<事業の効果が見込まれる区域>

福島市全域

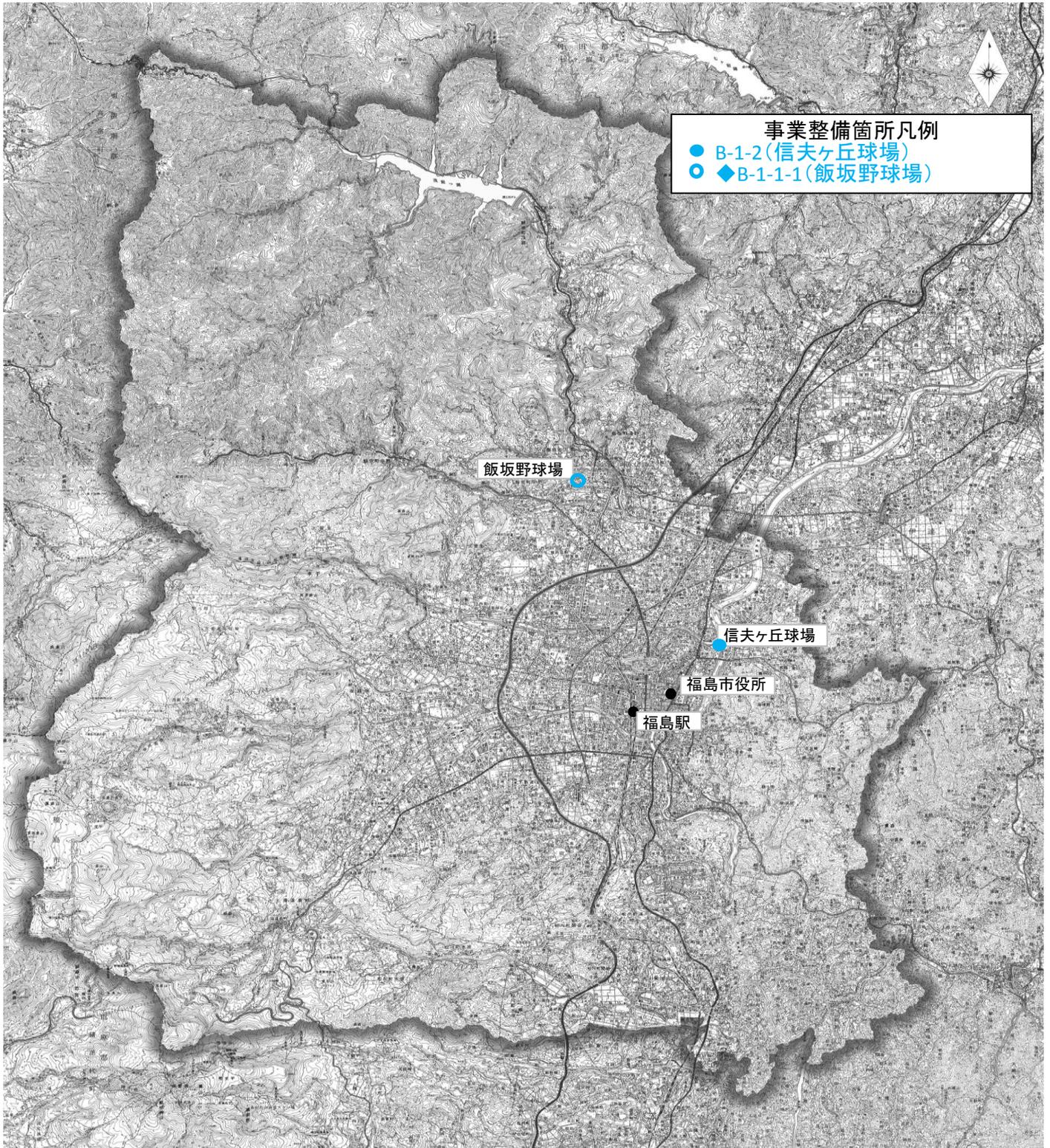
<位置図>

別紙のとおり

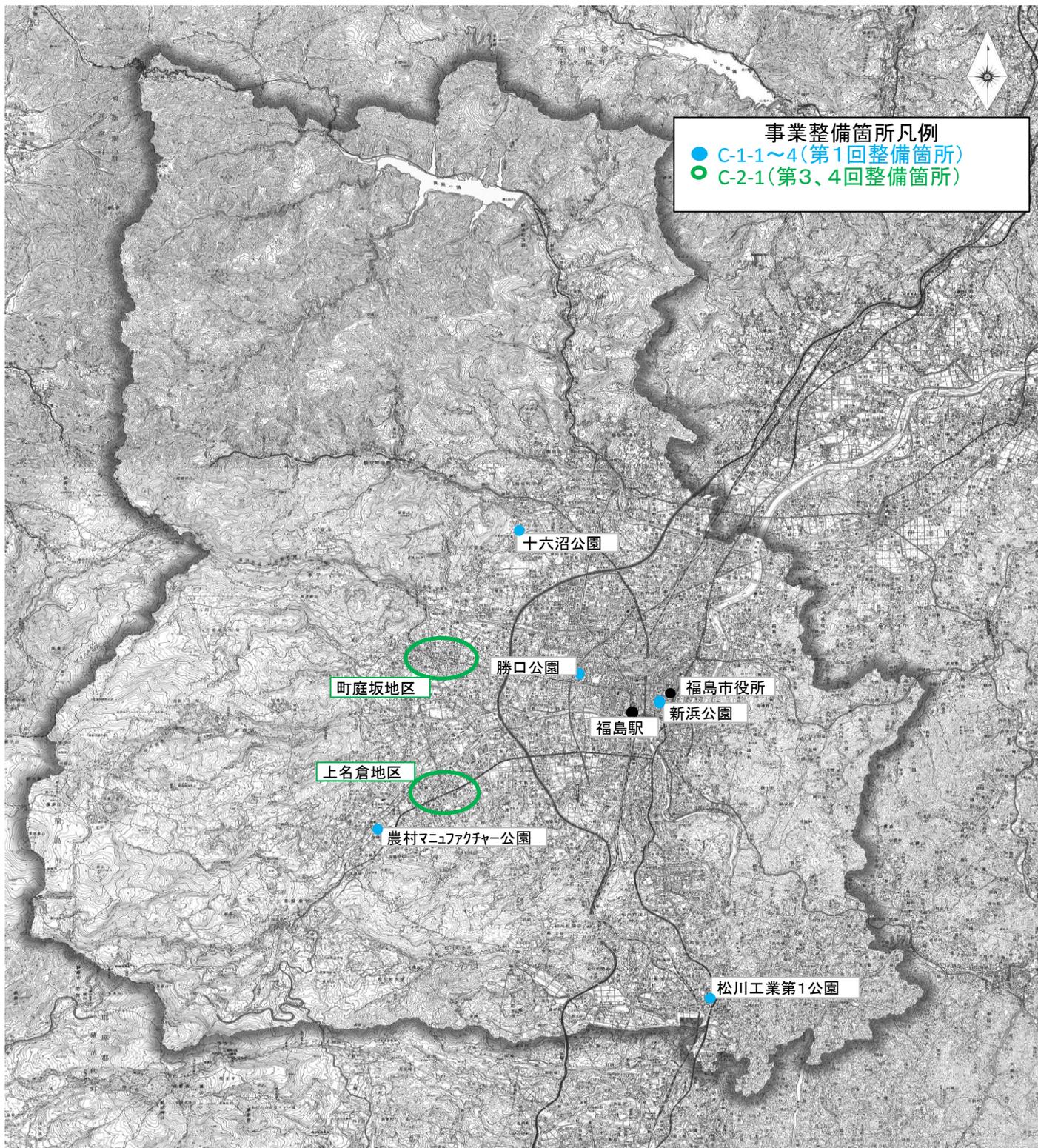
# 定住等緊急支援交付金 事業位置図(福島市)



# 定住等緊急支援交付金 事業位置図(福島市)



# 定住等緊急支援交付金 事業位置図(福島市)



(様式1-2)

福島市 定住緊急支援事業計画に基づく事業等

平成26年2月時点

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	(単位:千円) 平成25年度の 交付対象事業費	【参考】		
							全体事業費 (注3)	全体事業 期間 (注4)	備考 その他(注5)
1	A - 1 - 1	公立保育所等遊具更新事業	福島市 公立保育所13箇所 公立児童センター2箇所	市	福島市	(209,494) 0 <209,494>	280,000	25 ~ 25	
2	A - 1 - 2	UFO広場遊具更新事業	福島市飯野町青木地区 UFO の里UFO広場	市	福島市	(3,450) 0 <3,450>	134,330	25 ~ 25	
3	A - 1 - 3	農村マニユファクチャー公園遊具更新事業	福島市荒井地区 福島市農村マ ニユファクチャー公園	市	福島市	(14,000) 0 <14,000>	14,000	25 ~ 25	
4	B - 1 - 1	飯坂野球場整備事業	飯坂地区 飯坂野球場	市	福島市	(139,700) 0 <139,700>	139,700	25 ~ 25	
5	C - 1 - 1	松川工業第1公園整備事業	南部、松川町地内、松川工業団 地第1公園	市	福島市	(268,700) 0 <268,700>	268,700	25 ~ 25	
6	C - 1 - 2	新浜公園整備事業	中央部、新浜町地内、新浜公園	市	福島市	(52,000) 0 <52,000>	52,000	25 ~ 25	
7	C - 1 - 3	十六沼公園整備事業	北部、大笹生地内、十六沼公園	市	福島市	(33,000) 0 <33,000>	33,000	25 ~ 25	
8	C - 1 - 4	農村マニユファクチャー公園整備事業	西部、荒井地区、農村マニユファ クチャー公園	市	福島市	(350,000) 0 <350,000>	350,000	25 ~ 25	
9	A - 1 - 4	公園遊具更新事業	市内公園13箇所	市	福島市	(235,355) 0 <235,355>	235,355	25 ~ 25	
10	A - 1 - 5	私立保育所等遊具更新事業	市内私立保育所9箇所 市内私立児童センター2箇所	市	福島市	(120,229) 0 <120,229>	120,229	25 ~ 25	
11	C - 2 - 1	子育て定住支援賃貸住宅事業	福島市西部の市街化区域(町庭 坂地区、上名倉・荒井地区)	市	福島市	(2,500) 365,628 <368,128>	1,248,040	25 ~ 26	
12	A - 1 - 6	宮代公園遊具更新事業	宮代地区	市	福島市	(15,335) 0 <15,335>	15,335	25 ~ 25	
13	A - 1 - 7	児童遊園等遊具更新事業	市内児童遊園等10箇所	市	福島市	(0) 84,600 <84,600>	84,600	26 ~ 26	
14	◆ B - 1 - 1 - 1	プレイヤー育成事業	飯坂地区 飯坂野球場 ほか	市	福島市	(0) 2,000 <2,000>	2,000	26 ~ 26	
15	B - 1 - 2	信夫ヶ丘球場整備事業	五十辺地区 信夫ヶ丘球場	市	福島市	(0) 68,335 <68,335>	68,335	26 ~ 26	
16	◆ C - 2 - 1 - 1	子育て支援定住賃貸住宅屋外整備事業	福島市西部の市街化区域(町庭 坂地区、上名倉・荒井地区)	市	福島市	(0) 2,824 <2,824>	7,060	26 ~ 26	
						合 計	(1,443,763) 523,387 <1,967,150>		
						(うち基幹事業)	(1,443,763) 518,563 <1,962,326>		
						(うち効果促進事業)	(0) 4,824 <4,824>		
県名		福島県	担当部署名		政策推進部企画経営課	担当者氏名		砂子田 統夫	
市町村名		福島市	電話番号		024-525-3788	メールアドレス		kikaku@mail.city.fukushima.fukushima.jp	

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連

する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。

(注4)「全体事業期間」は、平成26年度以降に実施することが見込まれる事業については、平成26年度以降も含めて記載する。

(注5)事業間流用を行った場合には、「備考」の「その他」に事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。

(注6)担当者氏名等は県及び市町村の担当者すべてを記載する。

(注7)上段( )書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。

(様式 1-3)

## 福島市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 26 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	13	事業名	児童遊園等遊具更新事業	事業番号	A-1-7
交付団体	福島市		事業実施主体	福島市	
総交付対象事業費	84,600 (千円)		全体事業費	84,600 (千円)	

### 事業概要

#### ○事業の概要

しのぶ台第 2 公園ほか 9 公園について、下記のとおり 35 基の遊具更新を行う。

	公園名	更新遊具	遊具数
1	しのぶ台第 2 公園	すべり台 1 基、複合遊具 1 基、砂場 1 基	3 基
2	狼ヶ森児童遊び場	ブランコ 1 基、すべり台 1 基、鉄棒 1 基	3 基
3	太平寺児童遊園	ブランコ 2 基、スプリング遊具 1 基、ジャングルジム 1 基、鉄棒 1 基、複合遊具 1 基、砂場 1 基	7 基
4	共楽公園	複合遊具 1 基、砂場 1 基	2 基
5	タウン蓬莱町 1 号公園	鉄棒 1 基、スプリング遊具 2 基、複合遊具 1 基、砂場 1 基	5 基
6	乳児池公園	ブランコ 1 基、シーソー 1 基、回転塔 1 基	3 基
7	道北公園	ブランコ 1 基、鉄棒 1 基、スプリング遊具 1 基、砂場 1 基	4 基
8	穴田公園	ブランコ 1 基、スカイロープ 1 基	2 基
9	野田中央公園	ブランコ 1 基、ラダー 1 基、砂場 1 基	3 基
10	志田児童遊び場	ブランコ 1 基、すべり台 1 基、鉄棒 1 基	3 基
	計		35 基

#### ○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性（制度要綱第 5 の 4 の一）

福島市復興計画における「子どもプロジェクト」にある「子どもの活動場所の安全を確保するなど、子どもの心と体、そして未来を守ります。」（抜粋）を具現化するものである。

市教育振興基本計画における、児童生徒の「目指す姿」として「児童生徒が体を動かすことを楽しみ、スポーツや体力向上に自ら積極的に取り組んでいます。」（抜粋）に合致するものである。

※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。

#### 人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係

○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障（制度要綱第 5 の 1）

別紙のとおり

#### 【子どもの運動機会の確保のための事業】

○事業実施の必要性（制度要綱第 5 の 1）

体力低下の傾向がある小学生及び就学前児童を対象に屋外での遊びや運動の習慣付けを促進させることにより運動機会の確保や体力の向上を図るため、第 2 回事業計画において選定した信夫山公園など 13 公園、第 3 回事業計画で選定した宮代公園に加えてしのぶ台第 2 公園など 10 箇所の遊具の更新を行う必要がある。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第5の4の二①）  
市民意識調査でも家族の外部被ばくに関して不安のある市民は多く、除染を行った後でも保護者の希望により特に屋外での活動時間を制限し、自由に遊べない施設もあり、運動機会の確保が図られていないことから別紙のとおり子どもの体力低下が見られる。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第5の4の二①）  
児童遊園等においても遊具も含め除染を行い、線量は基準値以下となっているが、依然遊具等が未整備の各公園等の利用は明らかに減少したままであることからみて、子どもの屋外での運動機会は減少している。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第5の4の二①）  
遊具利用も含め屋外活動（外部被ばく）への不安は大きく、子どもたちが日常的に身近な場所で外遊びや運動が自由にでき、またより安心できる環境を整備するためには効率的であり、しのぶ台地区、水原地区、太平寺地区、伏拝地区、蓬萊地区、鎌田地区、平野地区、西中央地区、南中央地区、在庭坂地区に既存の施設である児童遊園等の遊具更新が必要である。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二①）

本市内で平成24年度に整備（開放は25年度）を行った公園については利用者が増えていることから、公園・児童遊園の整備を行うことは外遊び、運動機会の確保については有効的であると考えられる。

今事業計画の整備実施箇所については、子どもが比較的多い地域あるいはその近傍であり、また、より安全にかつ歩いても行けるよう国道など大きな道路を横断しないことを考慮して選定を行っている。

また、各地域から子どもが遊びやすいように地域から要望が出されており、各整備箇所の小学生以下の子どもの人数は

1. し のぶ台第2公園：187名
2. 狼ヶ森児童遊び場：21名
3. 太平寺児童遊園：229名
4. 共楽公園：111名
5. タウン蓬萊町1号公園：252名
6. 乳児池公園：264名
7. 道北公園：166名
8. 穴田公園：334名
9. 野田中央公園：347名

10. 志田児童遊び場：50名であり、それぞれの運動機会増加の確保を図るため、公園の遊具更新を行う必要がある。

また、既に本交付金で認定され整備事業を進めている十六沼公園、松川工業第一公園、新浜公園、農村マニユファクチャー公園、信夫山公園ほか13箇所、児童学習センター4箇所、保育所22箇所と要望がある中でもそれぞれの地区（町会）及び同一学区等のエリアが重複しないこと、また国道などの交通量の多い道路、河川によって地域が分断されることを考慮し、より安全に各々の整備箇所へ行けるようにその横断がないように整理したものである。

なお、狼ヶ森児童遊び場、志田児童遊び場は、農村地域であり児童数は少ないところではあるが、地域活性化を目的に農業体験、里山学習会、そば打ち体験等を村おこしの一環として行っており、周辺地域の児童の利用を想定したものである。

各事業箇所は本市管理の児童遊園等であり、日常の点検をはじめ、維持管理については今後とも適切に行う予定である。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二②）  
前述のとおり一定程度の範囲（小学校学区の範囲）から子どもがより安全に歩いても行けるよう、選定している。これにより当該地域の利用促進がそれぞれ見込まれる。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第5の4の二③）

今事業計画の整備実施箇所は、児童遊園であり常時開放している。整備後は、市広報紙、市ホームページによる広報に併せて、各地区へ整備内容及び育成会行事等の利用促進についてチラシを回覧するなど周知に努める予定である。

また、整備後は、各地域において利用者を対象に利用の形態や頻度、満足度などのアンケートを行い、モニタリングを行うこととしている。

**【子育て定住支援賃貸住宅の建設】**

○地域住宅計画の目標に避難者の住宅対策を位置付けるとともに、子育て定住支援賃貸住宅に関する事業が位置付けられていること（制度要綱第5の4の三①）

該当なし

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	



(様式 1-3)

### 福島市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 26 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	14	事業名	プレイリーダー育成事業	事業番号	◆B-1-1-1
交付団体	福島市	事業実施主体	福島市		
総交付対象事業費	2,000 (千円)	全体事業費	2,000 (千円)		

#### 事業概要

##### ○事業の概要

飯坂野球場整備事業の効果促進事業として以下の事業を行う。

件名	内容	金額
プレイリーダー養成事業	一般の市民に広く広報し、参加者を募集し行う、運営審議会 4 回、セミナー 6 回開催をする。 事業は、本市レクリエーション協会と連携し、子どもの自由な遊びを見守り支援することに留まらず、運動や遊びの理論・実技に加え、グループワークを中心とした集団支援技術・集団への適切な介入技術等の研修を実施する。	2,000 千円
福島キッズプレイパーク事業	飯坂地区内の小学校や保育所・幼稚園から広く募集し、3 回開催する。 子どもたちが集団で遊びながら、身体・社会的にも成長できるきっかけとなる事業として実施し、養成したプレイリーダーを投入し、スキルアップを図りながら、将来の子ども・子育て事業への継続を図る。	

原発事故の影響により、子どもたちが運動できる機会が減少し、肥満傾向の増加、体力低下が見られるなど、健全に子どもが育つ環境が損なわれている状況を解消するため、基幹事業による飯坂野球場外野芝生化に伴い、施設を利用したプレイリーダー養成事業による人材確保をするとともに、プレイリーダーと子どもたちが集団で遊ぶことにより身体的にも社会的にも成長できるきっかけとなる「福島キッズプレイパーク事業」を行い、運動不足解消・体力向上を図り、将来の子ども・子育て事業の継続を図る。

##### ○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性（制度要綱第 5 の 4 の一）

※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。

市復興計画において、「子どもプロジェクト」の「子どもの活動場所の安全を確保するなど、子どもの心と体、そして未来を守ります。また、安心して子育てができる環境を整備します」（抜粋）と位置づけたものの具現化である。

また、市教育振興基本計画においても、児童生徒の「目指す姿」として「児童生徒が体を動かすことを楽しみ、スポーツや体力向上に自ら積極的に取り組んでいます」（抜粋）に合致するものである。

人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係

○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障（制度要綱第5の1）

別紙のとおり

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○事業実施の必要性（制度要綱第5の1）

本事業の基幹事業により、飯坂野球場外野の芝張りなどの整備を行うことにより、子どもたちの運動機会の確保及び体力の向上を図るとともに、子どもの興味や関心を引き出し、遊びを誘導しながら安心・安全に運動できるよう、子ども達の活動を支援するためのプレイリーダーの養成及びスキルアップのための事業を実施する必要がある。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第5の4の二①）

福島市では原子力災害による放射線影響の不安により、子どもの屋外活動（運動）の機会が減少し、これに伴う体力の低下や肥満傾向が見られ、健全な発育に大きな懸念がある。（詳細は別紙のとおり）

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第5の4の二①）

【該当なし】

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第5の4の二①）

【該当なし】

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二①）

【該当なし】

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二②）

本事業で育成を行ったプレイリーダーは飯坂野球場のみならず、本交付金で遊具更新など整備を行った保育所等での活動も予定しており、福島キッズプレイパーク事業については、市広報誌やホームページでも周知を図り、より一層の活用を図る予定である。

≪その他≫

効果の検証方法

福島市の児童・生徒の肥満傾向（学校保健統計調査）及び「運動能力調査結果」の運動能力低下傾向を指標として評価し、事業効果を就学後の調査結果比較で評価する。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	B-1-1
事業名	飯坂野球場整備事業
交付団体	福島市

基幹事業との関連性

飯坂野球場は本交付金事業で、外野に芝生の敷設などを行う予定である。  
整備後は、野球・ソフトボールの利用にとどまらず、特に芝生部分を活用して、広い場所での遠足や野外活動での利用を増やす計画である。  
子どもが楽しく体を動かすことを導ける指導者がいることで利用促進が図れ、結果して子どもの体力増加につながられると考えている。

(様式 1-3)

## 福島市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 26 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	15	事業名	信夫ヶ丘球場整備事業		事業番号	B-1-2
交付団体	福島市		事業実施主体		福島市	
総交付対象事業費	68,335 (千円)		全体事業費		68,335 (千円)	
事業概要						
○事業の概要						
信夫ヶ丘球場 (五十辺地区) 施設を以下のとおり改修を行う。						
件名			内容		金額	
実施設計業務委託			設計業務		1,451 千円	
フェンス改造工事			安全ラバー付フェンスへの改造		29,685 千円	
防球ネット改造工事			防球ネットの改造		37,199 千円	
○施設概要						
(面積) 敷地 : 25,548 m <sup>2</sup> (設置年月日) 昭和 26 年 8 月 (収容人数) 7,000 人						
(施設内容) 収容人員 7,000 人 / 本塁センター間 115.8 メートル、両翼 100 メートル						
(年間利用者数) H24 : 29,927 人 H23 : 43,921 人 H22 : 54,686 人						
○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性 (制度要綱第 5 の 4 の一)						
※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。						
市復興計画において、「子どもプロジェクト」の「子どもの活動場所の安全を確保するなど、子どもの心と体、そして未来を守ります。また、安心して子育てができる環境を整備します」(抜粋)と位置づけたものの具現化である。						
また、市教育振興基本計画においても、児童生徒の「目指す姿」として「児童生徒が体を動かすことを楽しみ、スポーツや体力向上に自ら積極的に取り組んでいます」(抜粋)に合致するものである。						
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係						
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障 (制度要綱第 5 の 1)						
別紙のとおり						
【子どもの運動機会の確保のための事業】						
○事業実施の必要性 (制度要綱第 5 の 1)						
放射性物質への不安による運動機会の減少により、低下した運動能力及び体力の回復を図るため、子どもたちが安全かつ安心して野球・ソフトボールなどのスポーツに取り組めるよう、既存の野球場を改造する必要がある。						
○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと (制度要綱第 5 の 4 の二①)						
市民意識調査でも家族の外部被ばくに関して不安のある市民は多く、除染を行った後でも保護者の希望により特に屋外での活動時間を制限している施設もあり、運動機会の確保が図られていないことから別紙のとおり子どもの体力低下が見られる。(詳細は別紙参照)						

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第5の4の二①）

震災前は、市内体育施設である河川敷の運動場利用による子どもの軟式野球・ソフトボールの練習や大会が開催されていた。震災後の河川敷は現在も高線量が続いているため、子どもの軟式野球・ソフトボールの練習や大会ができない状態が続いている。河川敷の運動場は、除染の見通しが立たない状況である。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第5の4の二①）

市内に新たに野球場を整備することは用地確保の面や費用の面で困難であり、既存施設の有効利用が必要である。当該施設は、震災による直接の被害はなく、除染も完了していることから、施設の利用は可能であるが、子どもが利用するには、外野等のフェンスへの衝突などの危険性及び防球ネットの高さ不足からくる周辺への安全面での配慮が不十分なことから、子どもの利用が図られていない状況にあるこのため、本施設を改造することにより、子どもたちが安心かつ安全に運動可能な環境を確保することが必要である。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二①）

本事業は既存の信夫ヶ丘野球場を活用して、子どもの衝突によるけが防止のための安全ラバー付フェンスへの更新を行うとともに近隣へのボール飛び出しによる危険回避のための防球ネットの更新を図ることにより子どもの利用促進を図るものであり、効率的な事業である。本施設の改造により、また、子どもの野球大会利用や、スポーツ少年団によるソフトボール大会等の利用により1,200人の利用が見込まれるとともに、球場内を分割することにより最大2面の利用が可能であり、子どもの屋外運動拠点施設としての役割が期待できる。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二②）

当該施設は、中心市街地に位置しながら、駐車場が整備されている体育施設である。交通アクセスは幹線道路である国道4号線に近接しているため、自動車はもとより、徒歩・自転車・バスの利用が可能のため利便性が高く、市内全域から運動施設の利用が可能な立地条件であり、整備により、運動する環境を整え、市内の少年・少女の野球・ソフトボール大会を開催するなど、より広域的な利用が見込まれる。また、野球やソフトボールの大会や練習以外にも、既に整備されている芝のスペースを利用して、幼稚園や保育所などの遠足あるいは運動会などの行事利用も想定している。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第5の4の二③）

整備後は、整備の内容及び利用促進に関し市広報紙、市ホームページによる広報に併せて、少年野球、ソフトボールチーム、幼稚園等への通知を行い、利用増加による運動機会の増加を図る。

《その他》

効果の検証方法

改造前後の小・中学生以下の利用者数及び大会数の推移で事業効果を検証する。

併せて、子どもの利用者への体力調査やアンケートを実施する。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	



(様式 1-3)

## 福島市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 26 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	11	事業名	子育て定住支援賃貸住宅整備事業		事業番号	C-2-1
交付団体	福島市		事業実施主体		福島市	
総交付対象事業費	365,628 (千円)		全体事業費		1,255,100 (千円)	
事業概要						
○事業の概要 自主避難者の帰還を促すための子育て定住支援賃貸住宅を 50 戸程度供給する予定であるが、当面、事業実施が見込める 2 つの敷地に 10 戸ずつ、計 20 戸程度を整備する。 今回は、2 箇所分の建設を計画している。						
○まちづくり計画等との整合性 福島市復興計画における「安全と信頼プロジェクト」中の、「放射線量が比較的低い地域に居住環境を整備します」(抜粋)を具現化するものである。						
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係						
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障 別紙のとおり						
○地域住宅計画の目標に避難者の住宅対策を位置付けるとともに、子育て定住支援賃貸住宅に関する事業が位置付けられていること 地域住宅計画(福島県地域第2期)の「目標」と「その他関連する事業」において、「公的な賃貸住宅の整備を行うことにより、原子力災害の影響により避難している子育て世帯が安心して定住できる環境を整え、地域の復興・再生を促進する」(抜粋)として、子育て世帯定住支援について位置付けている。						
○効果の検証方法 供給戸数に対する応募状況や、事業実施後における自主避難者の動向から効果の検証を行う。						
○参考 ・平成25年9月末の全国避難者情報システム 【自主避難者している子育て世帯数(18歳未満のいる世帯):約1,570世帯 人数:約4,950名(約3.15人/世帯)】 ・平成25年9月に実施した自主避難している子育て世帯を対象にしたアンケート結果 【到達数:1,537世帯 回答数:326世帯】 福島に戻る予定について、「近々戻る予定がある世帯」44世帯、「状況によっては戻りたい世帯」180世帯、「戻る予定はない世帯」93世帯である。 「近々戻る予定がある世帯」と「状況によっては戻りたい世帯」のうち、「子育て定住支援賃貸住宅」への入居について、「希望する世帯」34世帯、「どちらともいえない世帯」140世帯、「住みたくない世帯」51世帯である。流動的な需要も含め50戸程度の需要は見込められると思われる。						

○施設整備に関する計画の熟度や早期着工の見込み

平成26年2月から設計業務を行い、26年度中に工事を完了し、27年4月から入居開始の予定

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	

(様式1-3)

## 福島市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成26年2月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	21	事業名	子育て定住支援賃貸住宅屋外整備事業	事業番号	◆C-2-1-1
交付団体	福島市		事業実施主体	福島市	
総交付対象事業費	2,824(千円)		全体事業費	1,255,100(千円)	
事業概要					
○事業の概要 自主避難者の帰還を促すための子育て定住支援賃貸住宅を50戸程度供給する予定であるが、当面、事業実施が見込める2つの敷地に10戸ずつ、計20戸程度を整備することに伴い、駐車場などの整備を行うものである。					
○まちづくり計画等との整合性 福島市復興計画における「安全と信頼プロジェクト」中の、「放射線量が比較的低い地域に居住環境を整備します」(抜粋)を具現化するものである。					
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係					
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障 別紙のとおり					
○地域住宅計画の目標に避難者の住宅対策を位置付けるとともに、子育て定住支援賃貸住宅に関する事業が位置付けられていること 地域住宅計画(福島県地域第2期)の「目標」と「その他関連する事業」において、「公的な賃貸住宅の整備を行うことにより、原子力災害の影響により避難している子育て世帯が安心して定住できる環境を整え、地域の復興・再生を促進する」(抜粋)として、子育て世帯定住支援について位置付けている。					
○効果の検証方法 供給戸数に対する応募状況や、事業実施後における自主避難者の動向から効果の検証を行う。					
○参考 ・平成25年9月末の全国避難者情報システム 【自主避難者している子育て世帯数(18歳未満のいる世帯):約1,570世帯 人数:約4,950名(約3.15人/世帯)】 ・平成25年9月に実施した自主避難している子育て世帯を対象にしたアンケート結果 【到達数:1,537世帯 回答数:326世帯】 福島に戻る予定について、「近々戻る予定がある世帯」44世帯、「状況によっては戻りたい世帯」180世帯、「戻る予定はない世帯」93世帯である。 「近々戻る予定がある世帯」と「状況によっては戻りたい世帯」のうち、「子育て定住支援賃貸住宅」への入居について、「希望する世帯」34世帯、「どちらともいえない世帯」140世帯、「住みたくない世帯」51世帯である。流動的な需要も含め50戸程度の需要は見込められると思われる。					

○施設整備に関する計画の熟度や早期着工の見込み

平成26年2月から設計業務を行い、26年度中に工事を完了し、27年4月から入居開始の予定

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	C-2-1
事業名	子育て支援定住賃貸住宅屋外整備事業
交付団体	福島市
基幹事業との関連性	
基幹事業において整備する子育て定住支援賃貸住宅の駐車場等を整備することで、入居者の利便性を向上させ帰還定住の促進を図る。	

